

○法務省告示第百二十六号

高度人材外国人等に関し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」といふ。）第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動であらかじめ定めるものについて、次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

法務大臣 小川 敏夫

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件

第一条 この告示において、「高度人材外国人」とは、次条の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は法第二十条第三項の規定により特定活動の在留資格への変更の許可を受け、別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者をいう。

第二条 法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動であらかじめ定めるものを、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げると

おり定める。

活動を行おうとする者	あらかじめ定める活動
<p>イ 有効な法別表第一の一の表又は二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）に係る法第七条の二第一項の証明書（本邦において申請に係る活動を行うため所属する本邦の公私の機関が特定されているものに限る。以下「特定認定証明書」という。）を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動を行おうとする者であつて、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの（法第六条第二項の申請（以下「上陸申請」という。）</p>	<p>特定認定証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p>

<p>）に係る在留期間が一年未満の者を除く。）</p>	
<p>ロ 特定認定証明書を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動を行おうとする者であつて、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上、のもの（上陸申請に係る在留期間が一年未満の者を除く。）</p>	<p>特定認定証明書により特定された本邦の私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>
<p>ハ 特定認定証明書を所持し、当該特定認定証明書において特定された本邦の営利を目的とする法人又は法律上資格を有しなければ行うことができないこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所（以下「法律・会計業務事務所」という。）の経営</p>	<p>特定認定証明書により特定された本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>

<p>又は管理に従事する活動を行おうとする者であつて、次条に定めるところにより計算した点数が七十以上のもの（上陸申請に係る在留期間が一年未満の者を除く。）</p>	
<p>ニ 高度人材外国人（特定認定証明書を所持する者を含む。以下この項からチの項までの上欄において同じ。）の扶養を受けて在留しようとするその者の配偶者又は子</p>	<p>高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p>
<p>ホ 高度人材外国人の配偶者（本邦において当該高度人材外国人と同居する者に限る。）であつて、有効な特定活動の在留資格に係る法第七条の二第一項の証明書（本邦において行おうとする活動がこの項の下欄に掲げる活動に該当するとして交付されたものに限る。）</p>	<p>高度人材外国人の配偶者（当該高度人材外国人と同居する者に限る。）が法第七条の二第一項の証明書により特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて行う別表第二に掲げるいずれかの活動</p>

<p>を所持し、当該証明書において特定された本邦の公私の機関との契約に基づいて、従事しようとする活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて別表第二に掲げるいずれかの活動を行おうとするもの</p>	<p>へ 高度人材外国人（年収が千五百万円以上であり、申請人以外に家事使用人を雇用していないものに限る。）により、その者が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事しようとする十八歳以上の者（継続して一年以上当該高度人材外国人に個人的使用人として雇用されている者であつて、当該高度人材外国人と</p>
	<p>高度人材外国人（共に本邦に転居したものに限り。）に雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事する活動</p>

<p>共に本邦に転居し、かつ、その者の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）</p>	<p>ト 高度人材外国人（十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、年収が千五百万円以上であり、かつ、申請人以外に家事使用人を雇用していないものに限る。）により、その者が使用する言語により日常会話を行うことができ、個人の使用人として雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事しようとする十八歳以上の者</p>
	<p>高度人材外国人に雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事する活動</p>
<p>チ 高度人材外国人（年収が千万円以上の者に限る。）</p>	<p>高度人材外国人と同居し、かつ、その者又</p>

の実父若しくは実母又は当該高度人材外国人の配偶者の実父若しくは実母であつて、当該高度人材外国人と同居し、二の項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する当該高度人材外国人又はその配偶者の三歳未満の実子の養育を行おうとするもの。ただし、高度人材外国人の実父又は実母にあつては、この項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し当該三歳未満の子を養育する当該高度人材外国人の配偶者の実父又は実母がない場合に限り、高度人材外国人の配偶者の実父又は実母にあつては、この項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し当該三歳未満の子を養育する当該高度人材外国人の実父又は実母がない場合に限る。

はその者の配偶者の三歳未満の実子を養育する当該高度人材外国人の実父若しくは実母又は当該高度人材外国人の配偶者の実父若しくは実母として行う日常的な活動

第三条 法第七条の二第一項の申請（以下「在留資格認定証明書交付申請」という。）の際に、法第六条第

二項の申請において前条の表イの項からハの項までの下欄に掲げる活動の指定を希望する者から疎明資料を添えてその旨の申出があつた場合であつて、当該申出を行った外国人（以下「申出人」という。）に対して在留資格認定証明書を交付するときは、当該申出人が指定を希望する活動の区分に応じて、当該疎明資料に基づき、次の各号に掲げる方法により前条の表の上欄に規定する点数を計算し、当該在留資格認定証明書に点数及び当該申出人が指定を希望する活動の別を付記するものとする。ただし、当該申出人が本邦において当該在留資格認定証明書交付申請に係る活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関（以下「所属機関」という。）から受ける報酬の年額が、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額に満たない場合は、その合計の点数は零とする。

一 前条の表イの項の下欄に掲げる活動 当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、上陸申請の時点（在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定年月日をいう。以下同じ。）における当該申出人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ



、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準		点数
学歴	イ 博士の学位を有していること。	三十	
	ロ 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。	二十	
職歴	イ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	十五	
	ロ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	十	
ハ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実	五		

	年 収		年 齢	研究実績	
務経験があること。	イ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	
	ホ 所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。	ヘ 所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	ト 所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。	イ 上陸申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	ロ 上陸申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。
	ハ 上陸申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	イ 次のいずれか一以上に該当すること。	イ 発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。		
	四十	三十五	三十	二十五	二十
	十五	十	十五	十	五
	十五				

特別加算	
イ 所属機関がイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年	<p>ロ 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。</p> <p>ハ 我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任を持って論文に関する問い合わせに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。</p> <p>ニ イからハまでに該当しない研究実績で申出人が申し出たものであつて、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。</p>
十	

	<p>法律第六十三号) 第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。) の促進に資するものとして別表第四に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第五に掲げるものを受けていること。</p>	
<p>ロ 申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。</p>	<p>五</p>	
<p>ハ 申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。</p>	<p>十</p>	

二 前条の表ロの項の下欄に掲げる活動 当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、上陸申請の時点における当該申出人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからへまで

、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準) に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ 博士の学位を有していること。 ロ 修士の学位又は専門職学位を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。 ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイ又はロに該当する場合を除く。）。	三十           二十
職歴	イ 従事しようとする業務について十年以上の実務経験があること。 ロ 従事しようとする業務について七年以上十年未満の実務経験があること。 ハ 従事しようとする業務について五年以上七年未満の実務経験があること。 ニ 従事しようとする業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	二十           十五           十           五

年 収		年 齢		研究実績
イ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	ロ 所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	ハ 所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	ニ 所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	ホ 所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。
ヘ 所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	ト 所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。	イ 上陸申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	ロ 上陸申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	ハ 上陸申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。
次のいずれか一以上に該当すること。	イ 発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。	ロ 外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以		
四十	三十五	三十	二十五	二十
十五	十	十五	十	五
十五				

資格	<p>上従事したことがあること。</p> <p>ハ 我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。</p> <p>ニ イからハマまでに該当しない研究実績で申出人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。</p>	
資格	<p>従事しようとする業務に関連する我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有し、又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成十三年法務省告示第五百七十九号）に定める試験に合格し若しくは資格を有していること。</p>	<p>五（二以上の資格を有し又は試験に合格している場合</p>

特別加算		は、十
イ	<p>所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第五に掲げるものを受けていること。</p>	十
ロ	<p>申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。</p>	五
ハ	<p>申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。</p>	十

三 前条の表ハの項の下欄に掲げる活動 当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。



年 収		職 歴		学 歴		項 目	基 準	点 数
イ	所属機関から受ける報酬の年額が三千万円以上であること。	イ	事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。	イ	博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	基準	標準	二十
ロ	所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上三千万円未満であること。	ロ	事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	ロ	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイに該当する場合を除く。）。			十
ハ	所属機関から受ける報酬の年額が二千万円以上二千五百万円未満であること。	ハ	事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。					
ニ	事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験があること。							
ニ	所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千万円未満であること。							二十

	ホ 所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上千五百万円未満であること。	十
地 位	イ 所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。 ロ 所属機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（この項のイに該当する場合を除く。）。	十  五
特別加算	イ 所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第五に掲げるものを受けていること。 ロ 申出人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十  五
	ハ 申出人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を	十

卒業したこと。

## 附 則

この告示は、平成二十四年五月七日から施行する。

### 別表第一

一 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三 本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

### 別表第二

一 研究を行う業務に従事する活動

- 二 本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
- 三 自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
- 四 人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
- 五 興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの
  - イ 商品又は事業の宣伝に係る活動
  - ロ 放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動
  - ハ 商業用写真の撮影に係る活動
  - ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

別表第三

上陸申請の時点における年齢		金額
三十歳未満		三百四十万円
三十歳以上三十五歳未満		四百四十万円
三十五歳以上四十歳未満		五百万円
四十歳以上		六百万円

別表第四

- 一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項
- 二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項又は第十一条第一項
- 三 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項
- 四 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第四条第一項

五 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）

#### 第六条第一項

六 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項又は第十六条第三項

七 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

#### 第四条第一項又は第六条第一項

八 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第四条第一項

#### 号）第四条第一項

### 別表第五

#### 1 文部科学省関係

一 宇宙輸送システム

二 オーダーメイド医療の実現プログラム

三 海洋鉱物資源探査技術高度化

- 四 海洋資源・エネルギーの探査・活用技術の研究開発
- 五 海洋生物資源確保技術高度化
- 六 科学研究費助成事業（科研費）
- 七 革新的タンパク質・細胞解析研究イニシアティブ
- 八 感染症研究国際ネットワーク推進プログラム
- 九 気候変動適応戦略イニシアチブ
- 十 グローバルCOEプログラム
- 十一 研究成果展開事業
- 十二 減災実験研究領域
- 十三 元素戦略プロジェクト
- 十四 高性能汎用計算機高度利用事業
- 十五 国際宇宙ステーション開発費補助金
- 十六 国際科学技術共同研究推進事業

- 十七 国際共同研究の推進
- 十八 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進等
- 十九 再生医療の実現化プロジェクト
- 二十 最先端研究開発戦略的強化費補助金
- 二十一 地震調査研究推進本部
- 二十二 地震防災研究戦略プロジェクト
- 二十三 次世代IT基盤構築のための研究開発
- 二十四 次世代がん研究戦略推進プロジェクト
- 二十五 次世代生命体統合シミュレーションソフトウェアの研究開発
- 二十六 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発
- 二十七 重粒子線を用いたがん治療研究
- 二十八 数学・数理学と他分野の連携拠点形成支援プログラム
- 二十九 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業



- 三十 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）
- 三十一 先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム
- 三十二 戦略的国際科学技術協力推進事業
- 三十三 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
- 三十四 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）
- 三十五 戦略的創造研究推進事業（先端的低炭素化技術開発）
- 三十六 創薬等研究支援技術基盤プラットフォーム
- 三十七 大学等産学官連携自立化促進プログラム
- 三十八 大学発グリーンイノベーション創出事業
- 三十九 地域イノベーション戦略支援プログラム
- 四十 地球観測システム研究開発費補助金
- 四十一 知財活用支援事業
- 四十二 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究

- 四十三 東北マリンサイエンス拠点形成事業
- 四十四 特定先端大型研究施設利用促進交付金
- 四十五 途上国におけるイノベーションを促進する国際協力の戦略的推進
- 四十六 ナショナルバイオリソースプロジェクト
- 四十七 ナノテクノロジー・ネットワーク
- 四十八 ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
- 四十九 21世紀気候変動予測革新プログラム
- 五十 脳科学研究戦略推進プログラム
- 五十一 橋渡し研究加速ネットワークプログラム
- 五十二 光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発
- 五十三 分子イメージング研究戦略推進プログラム
- 五十四 ライフサイエンスデータベース統合推進事業

## 2 厚生労働省関係

- 一 医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業費補助金
  - 二 希少疾病用医薬品等開発振興事業
  - 三 基礎研究推進事業
  - 四 基盤的技術研究事業
  - 五 結核研究所補助金
  - 六 厚生労働科学研究費補助金
  - 七 国民の健康の保持・増進並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査研究
  - 八 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
  - 九 生物資源研究事業
  - 十 早期・探索的臨床試験拠点整備事業
- 3 経済産業省関係
- 一 IT融合による新産業創出のための研究開発事業
  - 二 イットリウム系超電導電力機器技術開発

- 三 イノベーション実用化助成事業
- 四 異分野融合型次世代デバイス製造技術開発プロジェクト
- 五 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（SERVISプロジェクト）
- 六 S B I R段階的競争選抜技術革新支援事業
- 七 エネルギーITS推進事業
- 八 海洋エネルギー技術研究開発
- 九 化学物質の最適管理をめざすリスクトレードオフ解析手法の開発
- 十 革新型太陽電池国際研究拠点整備事業
- 十一 革新炭素繊維基盤技術開発
- 十二 革新的ガラス溶融プロセス技術開発
- 十三 革新的実用原子力技術開発費補助金
- 十四 革新的省エネセラミックス製造技術開発
- 十五 革新的セメント製造プロセス基盤技術開発

- 十六 革新型蓄電池先端科学基礎研究事業
- 十七 革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進
- 十八 革新的ノンフロン系断熱材技術開発プロジェクト
- 十九 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業
- 二十 環境・医療分野の国際研究・実証プロジェクト
- 二十一 環境調和型製鉄プロセス技術開発
- 二十二 環境調和型水循環技術開発
- 二十三 環境適応型小型航空機用エンジン研究開発
- 二十四 幹細胞産業応用促進基盤技術開発
- 二十五 幹細胞実用化に向けた評価基盤技術開発プロジェクト
- 二十六 がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト
- 二十七 企業・個人の情報セキュリティ対策促進事業
- 二十八 希少金属代替材料開発プロジェクト

- 二十九 基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発
- 三十 極軌道プラットフォーム搭載用資源探査観測システム及び次世代合成開口レーダー等の研究開発
- 三十一 空中発射システムの研究開発
- 三十二 クール・ジャパン戦略推進事業（委託事業）
- 三十三 組込みシステム基盤開発事業
- 三十四 グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発
- 三十五 グリーンITプロジェクト
- 三十六 クリーンコール技術開発（革新的CO<sub>2</sub>回収型石炭ガス化技術開発）
- 三十七 クリーンコール技術開発（基礎研究等）
- 三十八 クリーンコール技術開発（燃料電池対応型石炭ガス化複合発電最適化調査研究）
- 三十九 グリーンセンサ統合制御システム実証プロジェクト
- 四十 グローバル技術連携・創業支援事業
- 四十一 ゲノム創薬加速化支援バイオ基盤技術開発

- 四十二 高温超電導ケーブル実証プロジェクト
- 四十三 航空機用先進システム基盤技術開発
- 四十四 高効率ガスタービン実用化技術開発
- 四十五 高効率水素製造等技術開発費補助金
- 四十六 高効率ノンフロン型空調機器技術の開発
- 四十七 高出力多波長複合レーザー加工基盤技術開発プロジェクト
- 四十八 構造活性相関手法による有害性評価手法開発
- 四十九 高速炉再処理回収ウラン等除染技術開発委託費
- 五十 後天的ゲノム修飾のメカニズムを活用した創薬基盤技術開発事業
- 五十一 高付加価値拠点立地推進事業費補助金（アジア拠点化立地推進事業費補助金）
- 五十二 小型化等による先進的宇宙システムの研究開発
- 五十三 国際連携クリーンコール技術開発プロジェクト
- 五十四 固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発

- 五十五 固体酸化物形燃料電池システム要素技術開発
- 五十六 災害対応無人化システム開発プロジェクト
- 五十七 再生可能エネルギー熱利用計測技術実証事業
- 五十八 サステナブルハイパーコンピュータ技術の開発
- 五十九 産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）
- 六十 資源循環実証事業
- 六十一 資源対応力強化のための革新的製銑プロセス技術開発
- 六十二 次世代印刷エレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発
- 六十三 次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金
- 六十四 次世代エネルギー技術実証事業費補助金
- 六十五 次世代大型低消費電力ディスプレイ基盤技術開発
- 六十六 次世代型双方向通信出力制御実証事業費補助金
- 六十七 次世代型ヒートポンプシステム研究開発事業



- 六十八 次世代機能代替技術研究開発事業
- 六十九 次世代軽水炉等技術開発費補助金
- 七十 次世代航空機用構造部材創製・加工技術開発
- 七十一 次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業委託費
- 七十二 次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業補助金
- 七十三 次世代高信頼性ガスセンサー技術開発事業
- 七十四 次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発
- 七十五 次世代送配電系統最適制御技術実証事業費補助金
- 七十六 次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発
- 七十七 次世代蓄電システム実用化戦略的技術開発（次世代自動車用高性能蓄電システム技術開発）
- 七十八 次世代半導体回路構成実用化支援事業
- 七十九 次世代風力発電技術研究開発
- 八十 JAPANブランド育成支援事業

- 八十一 重質油等高度対応処理技術開発委託費
- 八十二 重質油等高度対応処理技術開発補助金
- 八十三 省エネルギー革新技術開発事業
- 八十四 使用済燃料再処理事業高度化補助金
- 八十五 新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発
- 八十六 新エネルギーベンチャー技術革新事業
- 八十七 震災復興技術イノベーション創出実証研究事業
- 八十八 新事業活動促進支援補助金
- 八十九 深地層研究施設整備促進補助金
- 九十 水素製造・輸送・貯蔵システム等技術開発
- 九十一 水素先端科学基礎研究事業
- 九十二 水素貯蔵材料先端基盤研究事業
- 九十三 生活支援ロボット実用化プロジェクト

- 九十四 石炭生産技術振興費補助金
- 九十五 石炭利用技術開発
- 九十六 石炭利用国際共同実証事業費補助金
- 九十七 石油資源遠隔探知技術の研究開発
- 九十八 セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業
- 九十九 先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金
- 百 先端農商工連携実用化研究事業
- 百一 先導的産業技術創出事業
- 百二 先導的省エネルギー産業技術創出事業
- 百三 先導的非化石エネルギー産業技術創出事業
- 百四 戦略的基盤技術高度化支援事業
- 百五 戦略的原子力技術利用高度化推進費補助金
- 百六 戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業

- 百七 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金
- 百八 創造的産学連携体制整備事業
- 百九 代替フロン等排出削減先導技術実証支援事業
- 百十 太陽光発電システム次世代高性能技術の開発
- 百十一 太陽光発電出力予測技術開発実証事業費補助金
- 百十二 太陽光発電無線送受電技術研究開発委託費
- 百十三 太陽熱エネルギー活用型住宅の技術開発
- 百十四 地域イノベーション創出研究開発事業
- 百十五 地域新成長産業創出促進事業
- 百十六 地域水素供給インフラ技術・社会実証
- 百十七 地下空洞型処分施設性能確認試験費
- 百十八 地層処分技術調査等委託費
- 百十九 中小企業の地域産品販路開拓等支援事業(中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業)

- 百二十 超高速輸送機実用化開発調査
- 百二十一 超高分解能合成開口レーダの小型化技術の研究開発
- 百二十二 超低消費電力型光電子ハイブリッド回路技術開発事業
- 百二十三 低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト
- 百二十四 低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト（NEDO交付金分）
- 百二十五 低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト
- 百二十六 鉄鋼材料の革新的高強度・高機能化基盤研究開発
- 百二十七 東北地方における新たな産学官連携の枠組みの構築
- 百二十八 土壌汚染対策のための技術開発委託費
- 百二十九 土壌汚染対策のための技術開発補助金
- 百三十 ナノ材料の安全・安心確保のための国際先導的安全性評価
- 百三十一 二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業
- 百三十二 二酸化炭素回収技術高度化事業

- 百三十三 二酸化炭素削減技術実証試験事業
- 百三十四 日米エネルギー環境技術研究・標準化協力事業
- 百三十五 農商工連携等の活用による被災地等復興促進支援事業
- 百三十六 ノーマリーオフコンピューティング基盤技術開発
- 百三十七 バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発
- 百三十八 バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発
- 百三十九 ハイパースペクトルセンサ等の研究開発
- 百四十 発電用原子炉等利用環境調査委託費
- 百四十一 微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発
- 百四十二 福島県における医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業
- 百四十三 浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業
- 百四十四 プローブ情報の集約化・共有化の推進事業
- 百四十五 放射性廃棄物共通技術調査等委託費

- 百四十六 マルチセラミックス膜新断熱材料の開発
- 百四十七 密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発
- 百四十八 民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業
- 百四十九 有害化学物質代替技術開発
- 百五十 洋上風力発電等技術研究開発
- 百五十一 ライフサイエンスデータベースプロジェクト
- 百五十二 リアルタイム・キャリブレーション技術開発
- 百五十三 立体構造新機能集積回路（ドリームチップ）技術開発